

令和2年4月8日

生徒及び保護者の皆様

大磯高等学校長

国における緊急事態宣言に伴う臨時休業について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、この度、国の新型コロナウイルス等特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、神奈川県実施方針について知事から協力要請がありました。この要請を受け、神奈川県教育委員会として次のとおり対応が示されました。

- ①県立学校について、4月6日からの臨時休業の期間を5月6日までとする。
- ②県立学校においては、休業期間中に登校日を設けない。
- ③全県立学校は、休業期間中の保護者からの相談に対応するための窓口を設置する。【継続】

そこで、本校においては次の対応をしますので、ご理解とご協力をお願いします。

○4月6日からの臨時休業の期間を5月6日までとし、その間は自宅学習とする。

○臨時休業中期間の4月13日（2，3年）及び4月14日（1年）に予定されていた登校日は取りやめ、生徒は自宅学習とする。

今後、改めて文部科学省や神奈川県教育委員会からの指示等があった場合は、変更がありますので、その際は、引き続き本校のホームページに掲載し、磯高メールにて配信します。ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先
副校長 加来
教頭 荻野
電話(0463)61-2498(直通)